

【税の減免等】

■ 自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免

- 療育手帳をお持ちの方のうち、判定が「A」の方。
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、障害の等級が「1級」の方。
- 戦傷病者手帳をお持ちの方で一定以上の等級の方
- 身体障害者手帳をお持ちの方のうち、以下の表に当てはまる方。

対象者

		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		◎	◎	◎	◎		
聴覚障害			◎	◎			
平衡機能障害				◎			
音声・言語機能障害				◎			
上肢不自由		◎	◎				
下肢不自由		◎	◎	◎	○	○	○
体幹不自由		◎	◎	◎		○	
乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障害	上肢機能	◎	◎※1				
	移動機能	◎	◎	◎※2	○	○	○
心臓機能障害		◎		◎			
じん臓機能障害		◎		◎			
呼吸器機能障害		◎		◎			
ぼうこう・直腸機能障害		◎		◎			
小腸機能障害		◎		◎			
免疫機能障害		◎	◎	◎			
肝臓機能障害		◎	◎	◎			

◎は本人の運転のほか介護者の運転でも可 ○は本人の運転の場合のみ

※1 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。

※2 生計を一にする家族または常時介護する方が運転する場合、一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。

内容

障がいをお持ちの方本人（本人が18歳未満の場合、または知的障害・精神障害の場合はその保護者の方）が所有する車両の自動車税や自動車取得税が減免になります。（障がい者一人につき自家用車一台が対象です。）

上記表の◎に該当する方のうち、ご本人以外が運転する場合は、保健福祉課にて発行する「生計同一（常時介護）証明書」が必要となります。その後、県税事務所の窓口にて手続きが必要になります。

①減免上限額

自動車取得税…課税標準額 250万円 × 自動車取得税率

※ 自動車取得税率（普通自動車＝税率3% / 軽自動車＝税率2%）

自動車税……………年額 43,500円上限（令和元年9月30日以前の初回登録車は45,000円）

	<p>②申請時期</p> <p>申請の翌月以後の月数に応じて月割り相当額が減免されます。(普通自動車のみ)</p> <p>ただし、年度途中の“名義変更”により自動車を取得された方は、次年度からの申請となります。詳しくはお問合せください。</p>
窓 口	<p>① 生計同一証明書の発行は・・・</p> <p>(身体障害・知的障害の方は)</p> <p>大郷町役場 保健福祉課 TEL 3 5 9 - 5 5 0 7</p> <p>(精神障害の方は)</p> <p>仙台保健福祉事務所黒川支所(塩釜保健所黒川支所) TEL 3 5 8 - 1 1 1 1</p> <p>住所：富谷市ひより台 2 丁目 42-2</p> <p>② 減税の手続に行く場所は・・・</p> <p>[普通自動車] 仙台北県税事務所 TEL 2 7 5 - 9 1 1 6</p> <p>住所：仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 宮城県仙台合同庁舎 3F</p> <p>[軽自動車] 大郷町役場 税務課 TEL 3 5 9 - 5 5 0 5</p>

■ 各種税金の障害者控除

対 象	<p>身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方は、特別障害者となります。それ以外の方は障害者という区分となります。</p>															
内 容	◆ 障害者本人が受けられる特例															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>障害者</th> <th>特別障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所 得 税</td> <td>27 万円を控除</td> <td>40 万円を控除</td> </tr> <tr> <td>相 続 税</td> <td>70 歳到達まで 年間 6 万円を控除</td> <td>70 歳到達まで 年間 12 万円を控除</td> </tr> <tr> <td>贈 与 税</td> <td></td> <td>一定の信託受益権の価額の うち 6、000 万円まで非課税</td> </tr> <tr> <td>住 民 税</td> <td>26 万円を控除</td> <td>30 万円を控除</td> </tr> </tbody> </table>		障害者	特別障害者	所 得 税	27 万円を控除	40 万円を控除	相 続 税	70 歳到達まで 年間 6 万円を控除	70 歳到達まで 年間 12 万円を控除	贈 与 税		一定の信託受益権の価額の うち 6、000 万円まで非課税	住 民 税	26 万円を控除
	障害者	特別障害者														
所 得 税	27 万円を控除	40 万円を控除														
相 続 税	70 歳到達まで 年間 6 万円を控除	70 歳到達まで 年間 12 万円を控除														
贈 与 税		一定の信託受益権の価額の うち 6、000 万円まで非課税														
住 民 税	26 万円を控除	30 万円を控除														
内 容	◆ 障害者を扶養している方が受けられる所得控除(所得税)															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>障害者</th> <th>特別障害者 (同居の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者控除</td> <td>27 万円</td> <td>40 万円 (75 万円)</td> </tr> </tbody> </table>		障害者	特別障害者 (同居の場合)	障害者控除	27 万円	40 万円 (75 万円)								
	障害者	特別障害者 (同居の場合)														
障害者控除	27 万円	40 万円 (75 万円)														
<p>※平成 23 年分の所得税から下記の点が変わっています。</p> <p>扶養控除(一般)・・・16 歳以上の扶養親族に限られます。</p> <p>扶養控除(特定)・・・扶養控除対象者のうち、19 歳以上 23 歳未満の方。</p> <p>(注) 障害者控除は 16 歳未満であっても適用できます。</p>																
窓 口	<p>[所得税・相続税・贈与税]</p> <p>仙台北税務署 TEL 2 2 2 - 8 1 2 1</p> <p>住所：仙台市上杉 1 丁目 1 番 1 号</p> <p>[住民税] 大郷町役場 税務課 TEL 3 5 9 - 5 5 0 5</p>															

■ 個人事業税の非課税

対 象	重度の視覚障がい者（失明、または両眼の視力が0.06以下の者）
内 容	重度の視覚障がい者があん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合、事業税は非課税となります。毎年確定申告を漏れなく行ってください。
窓 口	仙台北県税事務所 TEL 275-9111 住所：仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 宮城県仙台合同庁舎 3F 個人事業税担当は 課税第1班 TEL 275-9117 / 275-9112

■ 少額貯蓄の利子等の非課税

対 象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方					
内 容	一定の手続を要件に、金融機関等から受取る利子について非課税の適用を受けることができます。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #FFD700;">預貯金等の種類</th> <th style="background-color: #FFD700;">非課税貯蓄限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など（マル優）</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">350万円</td> </tr> <tr> <td>利付国債、公募地方債（特別マル優）</td> </tr> </tbody> </table>	預貯金等の種類	非課税貯蓄限度額	銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など（マル優）	350万円	利付国債、公募地方債（特別マル優）
預貯金等の種類	非課税貯蓄限度額					
銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など（マル優）	350万円					
利付国債、公募地方債（特別マル優）						
窓 口	郵便局、各金融機関、証券会社の営業所等					

■ NHK 放送受信料の減免

対 象	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 全額免除 身体・知的・精神障害者の各種手帳をお持ちの方がいる世帯で<u>世帯全員が町民税非課税</u>の場合（別世帯であっても、同居者は原則として審査対象となります。） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 半額免除 ①視覚・聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方が<u>世帯主で契約者</u>の場合 ②重度障害者（身体障害者手帳1級、2級、療育手帳「A」、精神障害者保健福祉手帳1級）が<u>世帯主で契約者</u>の場合 </div>
内 容	世帯の状況に応じてNHK放送受信料が「全額または半額免除」になります。
窓 口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 359-5507 NHK視聴者コールセンター フリーダイヤル 0120-151515